

科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成24年6月12日現在

機関番号：12601  
 研究種目：基盤研究（B）  
 研究期間：2009～2011  
 課題番号：21330015  
 研究課題名（和文） 裁判員制度の下における証拠法のあり方

研究課題名（英文） Evidence Law in the Saibanin System

研究代表者  
 井上 正仁（INOUE MASAHITO）  
 東京大学・大学院法学政治学研究科・教授  
 研究者番号：30009831

研究成果の概要（和文）：本研究は、裁判員制度の導入に伴い、刑事裁判における立証の在り方が変わらざるをえないという認識のもとに、一般国民が参加する刑事裁判において、証拠法とその運用がいかにあるべきかを検討したものである。実際の裁判において問題となりうると考えられる、供述調書を中心とした書面の取扱いと、科学的証拠の証拠能力を中心に、比較法研究及び裁判員裁判の実態調査をふまえて、問題を抽出するとともに、立法と運用の両面における考察を加えた。

研究成果の概要（英文）：This research is on what the evidence law and practice should be in the criminal trial in which layperson participates after the introduction of Saibanin system. It takes up especially two kinds of evidence. The one is document including statement out of trial and the other is forensic evidence. The research is based on the comparative law study and the survey of practice of empirical study of Saibanin trial.

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2009年度	3,400,000	1,020,000	4,420,000
2010年度	4,600,000	1,380,000	5,980,000
2011年度	1,900,000	570,000	2,470,000
年度			
年度			
総計	9,900,000	2,970,000	12,870,000

研究分野：社会科学  
 科研費の分科・細目：法学・刑事法学  
 キーワード：裁判員制度・伝聞法則・科学的証拠

1. 研究開始当初の背景

2009年5月の裁判員制度の施行に向けて、刑事裁判のあり方は大きく変わろうとしていた。裁判所、検察庁、弁護士会のそれぞれにおいて、裁判員が参加した場合の公判審理の方法について検討が加えられるとともに、実際に生じうる問題点を洗い出すために、各地で様々なタイプの事件を素材とした多くの模擬裁判が行われていた。そうした中で、

基本的な考え方として共有されていたのは、捜査段階で作成された書証の取調べが中心であったこれまでの公判審理のあり方を、裁判員が公判期日において目で見て耳で聞いてわかる審理とすることが強調され、そのため、書面の利用をできるかぎり少なくするとともに、公判での審理自体をわかりやすいものにするのであった。

このように、一般国民が刑事裁判に参加す

れば、証拠調べの方法が必然的に変わらざるをえないことは、既に裁判員制度の導入を巡る議論がなされていた当時からされていたのであるが、法令上の手当てとしては、刑事訴訟規則に裁判員制度の導入をにらんだ若干の規定が置かれたのみで、刑訴法の証拠法の部分の改正はなされなかった。これは、刑訴法の規定自体が、元々は、公判での証人尋問を軸とした証拠調べを予定したものであり、裁判員が参加した審理にも十分に対応できるという認識に基づくものであった。しかし、一般国民が参加する裁判のもとの証拠法のあり方は、職業裁判官のみによる審理を前提とした現行刑訴法とは当然変わるはずであるし、また、上記の運用の変化は、証拠法自体の変容を先取りしている部分もあるのではないかと考えられるものであった。

## 2. 研究の目的

本研究は、こうした問題意識のもとに、証拠法のうち、いかなる証拠を公判で取り調べることができるかという証拠能力に焦点を当てて、裁判員制度の下での証拠法のあり方について検討を加えることを目的とするものである。それは、大きくは2つに分けられる。その1つは、公判廷外の供述の取扱いであり、もう1つは、科学的証拠の証拠能力である。

(1) 公判廷外の供述の取扱い 公判廷外でなされた供述の取扱いについて、わが国の刑事訴訟法は伝聞法則を採用しており、原則として、その証拠能力は否定される。伝聞法則は、英米法に由来するものであるが、わが国の刑訴法の規定は、歴史的な経緯もあって、公判廷外の供述を記載した書面を中心とした規律になっていることや、刑訴法321条1項2号後段で、検察官調書について公判廷での供述と相反する場合に証拠能力を認める規定を設けている点などで、英米における伝聞法則とはかなりの差異がある。そして、この差異が、精密な事実認定を志向する実務の運用とあいまって、書証中心の公判審理を作り出した1つの原因であることが指摘されてきた。しかし、裁判員制度のもとで、できるかぎり書面の利用を抑制するという方針のもと、検察官面前調書についても、証人尋問の中でその内容を明らかにすることにより、それを取り調べることなく公判で心証をとることなどが求められている。そうであれば、そもそも、その実質証拠としての利用を制限する方向に規定自体を改正すべきではないのかということも問題になってくる。

さらに、裁判員制度のもとでは、直接主義、口頭主義に基づく審理が必要であるとも言われる。しかし、そこでいわれる直接主義や口頭主義が具体的に何を意味するのかは、必ずしも明らかにされていない。また、とりわ

け直接主義は、大陸法概念であるが、それが伝聞法則とどこが異なり、いかなる意味でわが国の刑事訴訟法において妥当するのかも検討がつくされていない問題である。そこで、本研究では、英米法系の伝聞法則、大陸法系の直接主義の内容を、その由来にまで遡って再検討するとともに、そのうえで、裁判員制度のもとで、公判廷外の供述をいかなる要件のもとで認めるのが妥当なのかを検討する。

(2) 科学的証拠 これまでの職業裁判官による裁判では、証拠の証拠能力は比較的広く認め、そのうえでその信用性を厳密に判断するという手法がとられてきた。しかし、このような運用は、素人である裁判員が参加する裁判のもとで維持することはできず、いかなる証拠を公判で取り調べることができるかという証拠能力の判断が重要性を増すことが予想される。このことが問題となる証拠の中でも、実際の裁判において用いられる可能性が高いのは、DNA鑑定に代表される科学的証拠である。

科学的証拠については、それぞれの個別証拠ごとにその許容性の判断基準を検討した研究は既に存在するが、「科学的証拠」がそもそもいかなる範囲の証拠を指し、何ゆえにそれらが特別の法的規律に服するのかという根本的な問題を踏まえた全ての科学的証拠に共通する証拠能力要件の包括的・総論的研究は、皆無に等しかった。その背景には、大きく2つの要因が作用してきたように思われる。

その第1は、上記のとおり、職業裁判官制度のもとで、多少証拠能力がルーズに認められても、事実認定能力の高い職業裁判官であれば問題は少ないという発想が暗黙のうちに前提とされてきたことである。そして、第2は、「関連性」(relevancy)概念の不明確性である。従来、日本においては科学的証拠を証拠の関連性の問題として位置づけ議論してきた。しかし、関連性の問題として扱われる証拠としては、科学的証拠のほかに、前科・余罪や悪性格による立証、写実的証拠に至るまで様々なものが含まれている一方、これらの証拠の判断基準は個別に論じられ、その統一的理解はほとんどなされていない。さらに、多くの見解が「関連性」を自然的関連性と法律的関連性に分けて論じるが、このような区別に反対する見解も有力で、「関連性」概念自体も不明確といわざるを得ない。このように、従来は科学的証拠を含め刑事訴訟法に明文のない場合の証拠能力論を無批判に曖昧な「関連性」概念に結びつけることで、ここでも各論的研究に終始し、他の証拠群と区別された形での科学的証拠の許容性についての包括的研究を阻んできたといえよう

そこで、本研究では、「関連性」概念をそ

の起源であるアメリカ証拠法に遡って再構成し、従来「関連性」の名の下に論じられてきた他の証拠群と科学的証拠の異同を明確化したうえで、科学的証拠の一般的許容要件の総論的検討を行うことを主たる目的とする。そして、裁判員制度のもとでの科学的証拠の許容性の要件について結論を出したうえで、その立法による明文化についても検討を行う。

### 3. 研究の方法

本研究は、(a)公判廷外の供述の取扱いと、(b)科学的証拠の許容性という2つの大きな柱からなるものである。研究分担者をこの2つのグループに分けて、それぞれに作業を行うとともに、両グループの情報交換と討論を行なう研究会を定期的に実施するかたちで研究会を行った。

(1) 具体的な方法の第1は、比較法研究である。まず、(a)公判廷外の供述の取扱いについては、英米法系の伝聞法則と、大陸法系の直接主義について、関連文献を渉猟し、その成立の由来と内容を分析した。他方、(b)科学的証拠の許容性については、アメリカに関しては、連邦最高裁判例の変遷と現在の裁判例及び学説を網羅的に検討するとともに、関連する連邦証拠規則の内容及び制定経緯も合わせ検討した。ドイツについては、ドイツの刑事証拠法の中での科学的証拠の位置付けと、それに関する判例・学説につき、網羅的な検討を行った。

また、比較法研究の一環として、2011年9月末に、日本よりも一足先に刑事裁判への国民参加が実現した韓国について、国民参与裁判の下での証拠法とその運用状況につき、現地調査を実施した。

(2) 研究方法の第2として、2009年5月から実施された裁判員制度の下で、犯罪事実及び量刑事実の立証がどのようになされており、従前の職業裁判官のみによる裁判の場合とどのように変わったのかにつき、裁判員裁判に関わった実務家に対する聞き取り調査を行った。

### 4. 研究成果

(1) 比較法研究に関する成果として、まず、(a)公判廷外の供述の取扱いについては、アメリカにおいて、2004年のCrawford事件で、対面条項に関する新たな連邦最高裁判例が出され、新たな展開が見られたこともあり、それを素材として取り上げたうえで、アメリカの伝聞法則について、証人審問権との関係をふまえた検討を行った。そのうえで、それと、現在のわが国の刑事訴訟法321条以下の規定との比較検討を行い、わが国の制度の特色と、その下で一般国民が刑事裁判に参加した場合に生じうる問題点を抽出した。

また、「科学的証拠の許容性」については、まず、これまで、科学的証拠の許容性について議論が積み重ねられてきているアメリカについて、連邦最高裁判例の変遷と現在の裁判例及び学説を整理、検討した。さらに、イギリスにおいては、Law Commissionから、刑事手続における専門家証人の許容性に関する Consultation Paper 及び最終報告書が公表されたため、その内容について詳細な検討を行った。これらに加え、オーストリア、カナダについても、科学的証拠に関する最新の動きを検討し、英米法諸国における科学的証拠の取扱いに関する最新の知見を共有することができた。この領域については、それと密接に関連する「証拠の関連性」の概念の内容を含めて、研究分担者において、近く論文として公表する予定である。

さらに、2011年9月末に、韓国の国民参与裁判の現地調査を実施し、ソウル南部法院において国民参与裁判を傍聴するとともに、ソウル中央地検、ソウル中央法院、刑事政策研究院を訪問し、国民参与裁判に実際に関わっている実務家や、国民参与裁判を研究している研究者にインタビューを行った。その結果、これまでわが国で紹介されている文献では明らかになっていない国民参与裁判の運用の実情について知見を得るとともに、関連する資料を入手した。その成果を、わが国の裁判員裁判との比較という観点から、「韓国の国民参与裁判の実情」と題する雑誌論文としてまとめて公表した。

(2) 第2は、裁判員制度の施行後、実際の裁判における公判廷外の供述の取扱いにつき、文献調査や、裁判員裁判に関わった実務家に対する聞き取り調査、最高裁及び法務省における検討会への参加等を通じて得られた成果である。

裁判員裁判においては、当事者が同意した場合においても、裁判所が書証の採否を留保して、証人尋問や被告人質問を実施するなど、従前と比較すると、人証を公判での証拠調べの中心とする運用がなされている一方で、裁判員裁判の開始当時に比べると、次第に、書証の内容が詳しくなるとともに、その取調べが行われる頻度が高まるという意味で、揺り戻しが生じていることが明らかになった。

(3) これらの比較法研究及びわが国の裁判員裁判の運用の実態をふまえて、裁判員裁判の下での証拠法と証明のあり方に関して、定期的に研究会を開催し、継続的に検討を行った。その結果は、研究分担者において雑誌論文として公表することを予定している。

### 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕（計3件）

- ①井上正仁, 川出敏裕, 佐藤隆之, 池田公博, 成瀬剛, 韓国の国民参与裁判の実情, ジュリスト, 査読無, 1435号, 2011, 98-105
- ②笹倉宏紀, 証拠の関連性, 法学教室, 査読無, 364号, 2011, 26-30
- ③酒巻匡, 裁判員制度に関する立法とその運用課題－研究者の立場から, 犯罪と非行, 査読無, 160号, 2009, 200-215

(3)連携研究者  
なし

## 6. 研究組織

### (1)研究代表者

井上 正仁 (INOUE MASAHIITO)  
東京大学・大学院法学政治学研究科・教授  
研究者番号：30009831

### (2)研究分担者

酒巻 匡 (SAKAMAKI TADASHI)  
京都大学・大学院法学研究科・教授  
研究者番号：50143350

長沼 範良 (NAGANUMA NORIYOSHI)  
上智大学・法学研究科・教授  
研究者番号：40164454

田中 開 (TANAKA HIRAKU)  
法政大学・法学部・教授  
研究者番号：10188328

大澤 裕 (OSAWA YUTAKA)  
東京大学・大学院法学政治学研究科・教授  
研究者番号：60194130

川出 敏裕 (KAWAIDE TOSHIHIRO)  
東京大学・大学院法学政治学研究科・教授  
研究者番号：80214592

佐藤 隆之 (SATOU TAKAYUKI)  
東北大学・大学院法学研究科・教授  
研究者番号：30242069

池田 公博 (IKEDA KIMIHIRO)  
神戸大学・大学院法学研究科・准教授  
研究者番号：70302643

笹倉 宏紀 (SASAKURA HIROKI)  
慶應義塾大学・法学研究科・准教授  
研究者番号：00313057

井上 和治 (INOUE KAZUHARU)  
東北大学・大学院法学研究科・准教授  
研究者番号：20345250

稲谷 龍彦 (INATANI TATSUHIKO)  
京都大学・大学院法学研究科・准教授  
研究者番号：40511986

成瀬 剛 (NARUSE GOU)  
東京大学・大学院法学政治学研究科・准教授  
研究者番号：90466730